

広島県告示第四百四号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条の三第三項において準用する第十条の六第二項の規定によつて、広島県指定事務所登録機関から次のとおり変更の届出があつた。

平成二十五年四月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 広島県指定試験機関の名称及び事務所の所在地

1 名称

社団法人広島県建築士事務所協会

2 事務所の所在地

広島県広島市中区八丁堀五番三三号

二 変更事項及び内容

1 変更事項

名称

2 変更内容

変	更	前	変	更	後
		社団法人広島県建築士事務所協会			一般社団法人広島県建築士事務所協会

三 変更年月日

平成二十五年四月一日